

木の家ですくすく子育て応援（修繕等）事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1 一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という。）が実施する木の家ですくすく子育て応援（修繕等）事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日付け島根県規則第32号）、木の家ですくすく子育て応援事業費補助金交付要綱（平成28年3月17日付け林第1155号）、木の家ですくすく子育て応援事業実施要領（平成28年3月17日付け林第1156号）及び木の家ですくすく子育て応援（新築等及び修繕等）事業実施要領に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で事業を実施するものとする。

（補助金交付の目的等）

第2 補助金の目的、補助金交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

1 補助金交付の目的

住宅、子育て支援施設の修繕・模様替えにおいて、県産木材の利用促進を図る。

2 補助金交付の対象者及び補助条件

（1）補助金交付の対象者

県内において住宅、子育て支援施設を修繕・模様替えを行う子育て世帯の施主及び地域の子育て支援団体とする。

（2）補助条件

①新築・購入、増改築の助成を受けていないもの

②年度末までに完了するもの

③住宅にあっては、自ら居住するための一戸建て木造住宅（共同住宅を除く）

④子育て施設については目視できる部分の内装・外装材や構造材に県産木材（乾燥材）を使用するもの

3 補助対象経費及び補助金の額

次に掲げるとおり。

補助金交付の対象となる事業の内容		補助金の額及び限度額
区 分		
子育て世帯が、県内に自ら居住するための住宅、又は地域の子育て支援団体が子育て支援を行う施設の修繕・模様替えする者に対する補助金の交付	事業費50万円以上の工事で県産木材を20万円以上使用する住宅、子育て支援施設の修繕・模様替え	定額10万円 次のとおり加算するが、複数該当しても上限は10万円とする ①三世同居・近居若しくはUIターンに該当する場合は定額10万円を加算する（住宅のみ） ②建築場所が中山間地域等に該当する場合は定額10万円を加算する

（補助金の申込み）

第3 補助金を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、以下に定める期日までに、補助金申込書（以下「申込書」という。様式1）に関係書類を添えて木材協会に申し込むものとする。

関係書類	申込みの期日
(1) 子育て世帯を確認するための書類（別紙の1に記入） 妊娠中の場合の書類（別紙の2に記入） (2) 事業費が確認できる工事契約書の写し又は見積書の写し (3) 県産材費が確認できる工事契約書の写し又は見積書の写し (4) 設計図（平面図、見取り図等）の写し	着工前までとする。

2 木材協会は、前項の申込書を受理したときは、その申込み内容を審査のうえ、その結果を申込者に通知（様式2、3）するものとする。

（補助金の利用辞退）

第4 申込者が補助金の利用を辞退する場合は、補助金利用辞退届（様式4）により、速やかに木材協会に届け出るものとする。

（補助金の交付申請）

第5 第3項の2項により採用通知（様式2）を受理した申込者は、工事完了後、速やかに補助金交付申請書（様式5）に次の関係書類を添えて、木材協会に提出するものとする。補助金交付申請書の受付期限は別に定める日とする。

(1) 領収書（工事費と県産木材代金がかかること）の写し

(2) 県産木材使用証明書（様式9）及び「しまねの木認証要領」第8の5に基づく「しまねの木認証書」の写し

(3) 設計図（平面図、見取り図等）の写し（申込書と内容が異なる場合）

(4) 写真

① 施工中・施工後が対比できる写真を1部屋（箇所）あたりそれぞれ1枚以上

② 工事後に目視不可能な下地材などは、現場での納材写真、または施工状況写真

③ 子育て支援施設は内・外装材や構造材に県産木材（乾燥材）を使用した写真

（補助金の支払い）

第6 木材協会は、補助金交付申請書を受理したときは、申請内容を審査するとともに、検査員を指名して検査を行わせるものとする。

2 検査員は、必要に応じ現地、納材業者等において申請内容等を確認し、木材協会にその状況を報告（様式6）するものとする。

3 木材協会は状況報告等に基づき、適正と認めるときは、申請者へ交付決定を通知（様式7）するとともに、指定する口座へ速やかに補助金を振り込むものとする。適正と認められなかった場合は、申請者にその旨を通知（様式8）するものとする。

（県産木材使用証明書）

第7 木材協会会員は、申請者から県産木材使用証明の依頼があったときは、当該住宅の修繕等のために製材・納材した県産木材について、県産木材使用証明書（様式9）により証明するものとする。

（関係者との協力・連携）

第8 木材協会は、当該事業の実施に当たり、施工業者（工務店等）等と協力・連携を図るものとする。

第9 木材協会は、当該補助金交付決定通知者から「しまねの木」建築利用促進事業適合証明申請書（様式10）の提出があった場合は、その内容を確認し、適合証明書（様式11）を発行するものとする。

（その他）

第10 補助事業の実施にあたっては、申込者又は施工業者あるいは納材業者等は、当該補助事業に係る証拠書類を明らかにしておくとともに、検査等において確認を求められた場合は、速やかに提出できるよう整備・保管しておくものとする。

なお、当該証拠書類は、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間は保管しなければならない。

第11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。
附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。